

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公表番号】特表2020-514898(P2020-514898A)

【公表日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2020-020

【出願番号】特願2019-548551(P2019-548551)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0481 (2013.01)

G 06 F 3/16 (2006.01)

G 06 F 3/01 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/0481

G 06 F 3/16 6 8 0

G 06 F 3/01 5 6 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティング装置が、通知ソースによって生成された通知を受信すること、前記コンピューティング装置が、前記通知ソースによって定義された通知チャネルのセットを決定し、各通知チャネルが前記通知ソースによって定義された1つ以上のパラメータを有すること、

前記コンピューティング装置が、前記通知ソースによって前記通知に割り当てられた通知チャネルの前記セットから特定の通知チャネルを決定すること、

前記コンピューティング装置が、前記特定の通知チャネルの1つ以上のパラメータを決定すること、及び

前記コンピューティング装置が、前記特定の通知チャネルの前記1つ以上のパラメータに従って前記通知の表示を出力することを備える、方法

【請求項2】

前記特定の通知チャネルを示すグラフィカル要素を含む通知バッジを決定すること、及び

上記コンピューティング装置が、前記通知ソースを起動するためのグラフィカル要素にて前記通知バッジを表示することをさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記特定の通知チャネルの前記1つ以上のパラメータは、前記通知の前記表示が、可聴アラート、視覚的アラート、触覚的アラート、若しくは音声アラートのうちの1つ以上であり、前記特定の通知チャネルの前記1つ以上のパラメータが、前記可聴アラート、前記視覚的アラート、前記触覚的アラート若しくは前記音声アラートの1つ以上の属性を定義するかどうかを定義する、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記通知の前記表示は視覚的アラートであり、前記1つ以上のパラメータは、前記視覚的アラートの色、前記視覚的アラートのアイコン、前記視覚的アラートのグラフィカル要

素、前記視覚的アラートのフォント、又は前記視覚的アラートのフォントサイズのうちの少なくとも1つを含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記通知の前記表示は、可聴アラートであり、前記1つ以上のパラメータは、前記可聴アラートの着信音又は音の属性のうちの少なくとも1つを含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記通知の前記表示は触覚的アラートであり、前記1つ以上のパラメータは、前記触覚的アラートのバイブレーションパターン又はバイブレーション強度のうちの少なくとも1つを含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記1つ以上のパラメータは、前記通知の重要度又は優先度のレベルのうちの少なくとも1つを含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記通知は第1の通知であり、前記特定の通知チャネルは第1の通知チャネルであって、

前記コンピューティング装置が、前記第1の通知とは異なる前記通知ソースによって生成される第2の通知を受信すること、

前記コンピューティング装置が、前記第1の通知チャネルとは異なる、前記第2の通知に割り当てられた通知チャネルの前記セットから第2の通知チャネルを決定すること、

前記コンピューティング装置が、前記第1の通知チャネルの前記1つ以上のパラメータとは異なる、前記第2の通知チャネルの1つ以上のパラメータを決定すること、及び

前記コンピューティング装置が、前記第2の通知チャネルの前記1つ以上のパラメータに従って、前記第2の通知の表示を出力することをさらに備える、請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】

出力装置、及び

請求項1～8のいずれか1項に記載の方法を実行するように構成されている少なくとも1つのプロセッサを備える、コンピューティング装置。

【請求項10】

実行されたときにコンピューティング装置の少なくとも1つのプロセッサに請求項1～8のいずれか1項に記載の方法を実行させる命令を備える、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項11】

請求項1～8のいずれか1項に記載の方法をコンピューティング装置に実行させる、コンピュータプログラム。

【請求項12】

請求項1～8のいずれか1項に記載の方法を実行するための手段を備える、システム。